

第11回ディベート甲子園が閉幕しました。高校の部の決勝戦をはじめ、印象に残る熱戦の数々が繰り広げられました。来年は、今年以上の盛り上がりを目指したいと思います。

さて今回は、プランとその周辺の諸問題の解説の第2回として、フィアットと問題解決性について取り上げたいと思います。

●有効なアタックと無効なアタック

今回は、問題の所在を明確化するために、意図的に、通常は有り得ない「プラン」を素材として考えてみることにします。

【肯定側の主張】

論題「日本政府は、防衛力を強化すべきである。是か非か」

プラン「日本にウルトラマンを呼ぶ」

メリット「将来、ゼットンという怪獣が日本を襲っても、ウルトラマンなら退治できるので、日本を救える」

このような肯定側の主張に対して、否定側は、以下の3点について、反駁してきました。

【否定側の主張】

1) そのようなプランは、馬鹿馬鹿しくて、日本政府は実施しない。だからメリットはない。

2) ウルトラマンをどうやって日本に呼ぶことができるのか、これを肯定側が立証しない限り、メリットはない。

3) ウルトラマンが本当にゼットンに勝てるのか、これを肯定側が立証しない限り、メリットはない。

さて、ここでクイズです。上の3点のそれぞれは、プランの問題解決性への反駁として、有効でしょうか、無効でしょうか。皆さん、ちょっと考えて見て下さい。

●フィアット

結論的に、1点目の反駁は、無効であり、ジャッジによって採用されません。その理由を説明するには、政策ディベートにおける「フィアット」という概念を解説する必要があります。

フィアットとは、「論題の行為主体が、プ

ランを実施すると【仮定】する」という、ディベートにおける約束事です。このような約束事が必要になるのは、あることを実施「すべき」かどうかを考える上では、その主体がそれを「仮に実施したならば（どうなる）」という前提を置く必要があるためです。

ここで、注意が必要なのは、「すべき／すべきでない」は当為の問題であり、「する／しない」は意思の問題であって、両者を区別して考えなければならないという点です。例えば、私はタバコを吸います。おそらく私は、健康を考えれば、禁煙「すべし」と言えるでしょう。しかし私は、少なくとも今年の大晦日までは、禁煙「しない」ことにしています（来年の元旦に、禁煙を決意するかもしれませんがね!）。つまり、私は禁煙「すべき」だが、禁煙「しない」という状況が、普通に発生する訳です。また、禁煙する意思がないからといって、禁煙しない方がいい、などとは言えないのも明らかです。

その一方で、メリット・デメリットの検証を通じて、禁煙の是非（すべき／すべきでない）を検証するためには、「私が禁煙する」という状況を想定することが、その前提条件となります（その仮定が成立しなければ、話が始まりませんから）。かくして政策論題のディベートでは、「論題上の主体が、論題上の行為を【実際に】行うかどうかは別として、仮にその行為を行うと【仮定する】こと」、すなわちフィアットが、ディベート上の約束事として認められるのです。

では、1点目のアタックを見てみましょう。否定側は、そんな馬鹿げたプランは、日本政府は「実施しない」と述べ、日本政府の意思を問題にしています。上記の通り、論題上の主体の意思は、フィアットによって「実施する」と仮定することが許されていますので、実際の日本政府の意思の問題はディベート上では無関係な議論です。よって、アタック

としては、ほぼ自動的に無効と判定されるのです。

●プランの問題解決性における①「実行可能性」の側面

プランの問題解決性(英語ディベートでは、Solvencyと呼ばれます)は、2つの要素で成り立っています。1つめは、プランの「実行可能性」(Practicabilityと呼ばれます)です。

フィアットによって不問とされるのは、論題上の主体の実行意思の問題だけです。プランによって指定された行為が、物理的あるいは技術的に「実行可能である」ということを論証するのは、肯定側の責任です。この点、「フィアットがあれば、どんなプランも実行可能になる」ですとか、「プランがそう言っているので、フィアットにより実行できる」と勘違いする向きがあるので、誤解のないように注意してください(フィアットは、不可能を可能にする「魔法」じゃありませんから・・・)。

冒頭の事例に即して言えば、ウルトラマンを呼ぶために具体的に「どんなこと」をするのか、そしてその結果「物理的・技術的にウルトラマンを日本に呼ぶことが可能か」について、肯定側はきちんと論証しなければなりません。

よって、クイズの答えとしては、2点目の反駁、「ウルトラマンを呼ぶという行為を本当に実行できるのか」に関して肯定側の立証責任を問う指摘は、有効です。否定側が言うとおりに、ここが立証されなければ、プランの問題解決性なしと判断されます。

●プランの問題解決性における②「実効性」の側面

プランの問題解決性のもう一つの要素は、プランの「実効性」(workabilityと呼ばれます。一般の辞書では、この語を「問題解決性」と訳すことが多く、まぎらわしいのでお気をつけください)です。プランの「実効性」は、プランが実行できたとしても、「問題解決に向けて有効かどうか。問題が解消するかどうか」を問う概念です。

冒頭の事例でいきますと、実はこの「ウルトラマン」プランには、実効性はなく、怪獣ゼットンが日本で暴れるという問題に対処

できないのです。ウルトラマンが唯一負ける(正しくは、3分たっても相手が倒れなかった・・・残念!)のが、このゼットンという怪獣なのです。

もしもウルトラマンを日本に呼ぶ何らかの方法が見つかったとしても、すなわちプランが実行可能なものとして論証できたとしても、プランが問題解決に資する有効な手段でないのならば、メリットは発生しません。

かくして3点目の反駁、「ウルトラマンが呼べたとしても、ゼットンに勝てるのか」について、肯定側の立証責任を問う反駁は有効なものとして認められるのです。

●今回のおさらいと次回予告

最後に、今回の講座のポイントをまとめておきます。

○フィアットは、論題が実施されると仮定する、政策ディベートにおける約束事であって、実行不可能なものを実行可能にすることはできない。

○プランの問題解決性には、プランの①「実行可能性」(プランが物理的・技術的に実行可能であるか)と、②「実効性」(プランが問題を実際に解消できるか)の2つの要素があり、肯定側はその両方について立証責任を負う。

次回は、実効性をアタックする議論の型としての「サーカムベンション(プランの抜け道作り)」と、その応用形としての「シフト・デメリット」について、解説を行う予定です。



写真： 第11回ディベート甲子園大会で、観戦講座の講師をつとめる渡辺徹氏